

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

広島県知事 横 田 美 香

広島県条例第八号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二条（略）	事務	第二条（略）	事務
	市町		市町
三 （略） （1） （35） （略） （36） 政令第三十二條の規定による児童の同居の届出者の居住地変更に係る通知 （37） （38） （略）	（略）	三 （略） （1） （35） （略） （36） 政令第三十三條の規定による児童の同居の届出者の居住地変更に係る通知 （37） （38） （略）	（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。